

平成23年(あ)第171号

決 定

本 籍 [REDACTED]

住 居 [REDACTED]

東白鬚第一マンション

無 職

大 高 正 二

昭和16年1月29日生

本 籍 [REDACTED]

住 居 [REDACTED]

[REDACTED]

不動産賃貸業

山 野 咲 子

昭和17年4月20日生

本 籍 [REDACTED]

住 居 [REDACTED]

無 職

橋 本 和 憲

昭和13年6月30日生

上記の者らに対する各名誉毀損被告事件について、平成22年12月24日東京高等裁判所が言い渡した判決に対し、各被告人から上告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人大高正二の弁護士遠藤源太郎の上告趣意は、事実誤認の主張であり、被告人山野咲子の弁護士横山晃崇の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人橋本和憲の弁護士高濱豊彦の上告趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。被告人大高正二本人の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人山野咲子本人の上告趣意は、事実誤認の主張であり、被告人橋本和憲本人の上告趣意は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも同法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号、181条1項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成23年 4 月 26 日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹 内 行 夫

裁判官 古 田 佑 紀

裁判官 須 藤 正 彦

裁判官 千 葉 勝 美

これは謄本である。

平成23年4月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 小池

